

史跡高安千塚古墳群 保存活用計画 概要版

平成 29 年 7 月

八尾市教育委員会



- 1 高安千塚古墳群の特徴（計画書 第 1 章）
- 2 保存活用計画の策定目的（計画書 第 1 章）
- 3 保存活用計画の基本的な考え方（計画書 第 5 章）
- 4 保存管理の進め方（計画書 第 6 章）
- 5 活用の進め方（計画書 第 7 章）
- 6 整備の進め方（計画書 第 8 章）
- 7 保存活用計画の推進に向けて（計画書 第 9 章～第 11 章）



はしづか君



1

高安千塚古墳群の特徴

特徴

高安山麓には、古墳時代後期の古墳がたくさん分布しています。その中で、高安千塚古墳群は、4つの支群で構成され、豊かな自然や植木畑の中に230基の横穴式石室をもつ古墳が分布しています。古くから「千塚（せんづか）」と呼ばれ、明治時代に外国人の研究者が訪ねるなど、日本考古学史上、著名な古墳群です。

畿内有数の大型群集墳

6世紀代に造られたたくさんの円墳が連なる大型群集墳を体感できる古墳群です。

渡来系集団と地域社会の関係がわかる古墳群

石室の大きさなどから、葬られていた渡来系の人びとが力をつけていったことがわかります。

史跡指定

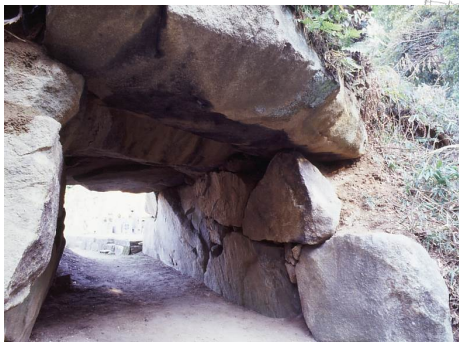
平成27年3月10日に、貴重な文化財である高安千塚古墳群は、その価値を認められ、大窪・山畑支群、服部川支群、郡川北支群の一部が国の史跡になりました。

史跡指定の範囲

支群名		範囲／対象	指定面積
服部川支群	102基	南北約300m、東西約500m	61,586.53㎡
大窪・山畑支群	3基	大窪・山畑6,7,27号墳	334.4㎡
郡川北支群	5基	郡川1,2,3,3-B,4号墳	1,819.83㎡
合計	110基		63,740.76㎡

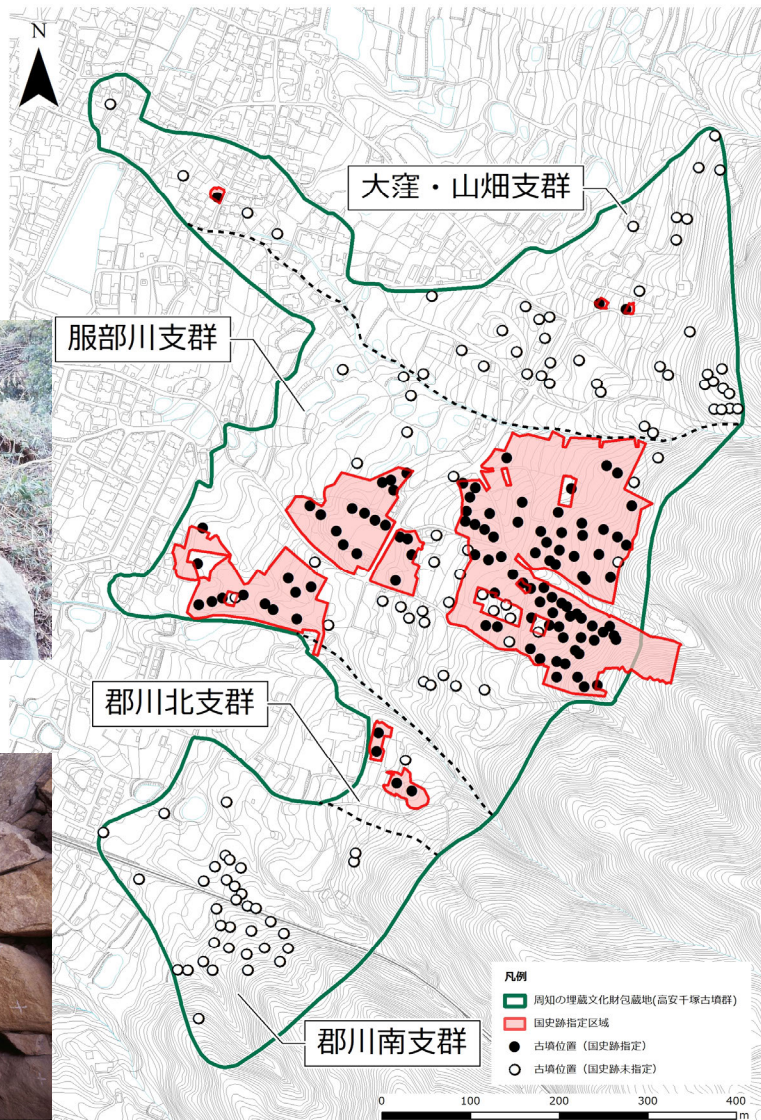
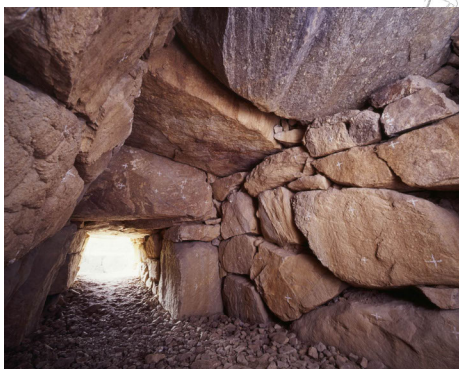
大窪・山畑支群

- ・服部川支群の北側で、支群内に50基の古墳を確認しています。（うち3基が史跡指定）
- ・6世紀前半～後半の造墓期間を通じた古墳が残り、「拔塚」など著名な古墳があります。



服部川支群

- ・137基もの古墳が密集する中心的支群で、大型の石室が多くあります。（うち102基が史跡指定）
- ・支群内は、多くが段々畑状の緩傾斜面にある畑地や樹木畑です。



2

保存活用計画の策定目的

計画策定の背景

高安千塚古墳群は、大正時代には 565 基もの古墳があったとの記録がありますが、石室石材の転用や開墾などで、その数は 230 基に減っています。近年では、経年劣化や草木の繁茂により、古墳群本来の姿が失われつつあります。

また、史跡指定の中心である服部川支群は、大部分が植木畑の中にあることから、農業との共存も必要となります。

計画の目的

本計画では、史跡高安千塚古墳群を将来にわたって良好な状態で保存していくため、適切な「保存管理」と、郷土の歴史や文化を学べる場所としての「活用」・「整備」の基本方針を定めるものです。

計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法を基本とし、「八尾市第5次総合計画」および「八尾市教育振興計画」を上位計画として、貴重な歴史資産の保全と活用を推進していくためのものです。



昭和30年の服部川支群の姿：アサヒ写真ブック「空から見た古墳」

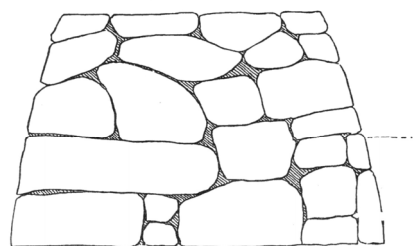
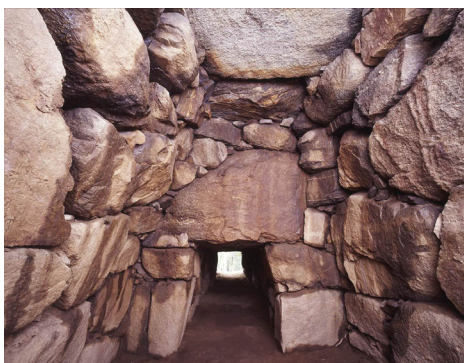


FIG. 1.—SHOWING ARRANGEMENT OF STONES IN SIDE-WALL OF CHAMBER. Length, 14 feet; height, 11 feet 6 inches. The dotted line to the right shows roof of passageway.

郡川北支群

- ・服部川支群の南側に、6基の古墳が分布しています。(うち5基が史跡指定)
- ・江戸時代の『河内名所図会』に紹介、明治時代にモースが調査した支群です。



郡川1号墳（開山塚古墳）の横穴式石室



石室左壁・上：モースのスケッチ 下：現況写真

3

保存活用計画の基本的な考え方

保存管理のための基本的な考え方

保存管理の課題

：史跡地内の土地利用の大部分が植木畑であり、110基もの古墳があることから、これらの把握が必要です。

基本的な考え方①：適切な古墳の保存管理

古墳の状況を把握し、継続的な調査・研究と適切な保存管理を行います。

基本的な考え方②：植木畑と調和した保存管理

古墳の保存と植木畑の利用が調和できるよう検討します。

基本的な考え方③：未指定地の古墳の保存

高安千塚古墳群の未指定地および周辺の古墳の保存のあり方を検討します。

活用のための基本的な考え方

活用の課題

：新たな八尾の魅力として、高安千塚古墳群の価値を伝え、高安山麓の豊富な歴史資産や自然環境、郷土の歴史を学ぶ場としての活用が求められています。

基本的な考え方：本質的価値を伝え、継承する活用

活用の目的に応じた高安千塚古墳群の効果的な活用方法を検討します。
効果的な活用のため、市民や地域等と連携します。

整備のための基本的な考え方

整備の課題

：き損している墳丘や石室がみられることから、復旧・修理の検討が必要です。さらに、古墳群の周知するための設備等の設置が十分ではありません。今後、将来の史跡整備のあり方を検討が必要です。

基本的な考え方①：「保存」のための整備

古墳や植生の状態を把握し、保存のための適切な方法を検討します。
周辺地域の安全確保を踏まえた古墳群の災害対策を検討します。

基本的な考え方②：「活用」のための整備

高安千塚古墳群の活用方法に応じた施設等の整備のあり方を検討します。

現状変更
の取扱い

文化財保護法により、史跡指定地内の土地利用が制限されており、現状維持が基本となります。（「現状変更の制限」）

申請：土木工事や樹木の伐採など史跡の現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請し、許可を受ける必要があります。

許可：古墳の現状を損なうことがないものや古墳に与える影響が軽微なもの、または史跡の保存管理、活用のために必要なものに限り、現状変更が許可されます。なお、植木畑での農作業については、古墳の保存と植木畑の営農の共存のため、日常的な維持管理として、申請は必要ありません。

方法：現状変更の取扱いにあたっては、八尾市教育委員会と事前相談を行い、現地の確認や古墳の現状や履歴を記録している「古墳管理台帳」をもとに行います。

保存管理区分
による取扱い

古墳群を構成する要素をふまえ、古墳の保存状態や土地利用の現状などにより、3つの保存管理区分にわけ、現状変更の取扱いを行います。

－古墳群を構成する要素－

本質的価値を構成する要素	地表面に顕在している遺構	墳丘・石室
	地下に埋没している遺構	墳丘・周溝・列石など
	古墳群が立地する地形	
本質的価値ではないが、保存活用するために必要な要素	本質的価値を伝える活用に必要なもの	古墳名板・説明板
	保存管理に必要なもの	里道・フェンス・土地境界標
その他の要素	植木畑・森林・工作物（石垣など）・道路	

第1種地区

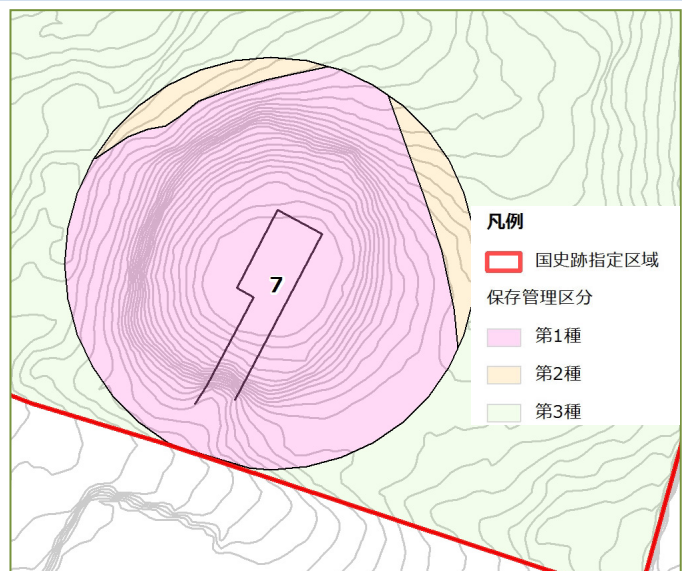
墳丘及び石室が良好に残る地区
→古墳を現状維持し、保存します。

第2種地区

後世に墳丘の一部が削平されたと考えられる地区
→古墳に影響のない範囲で現状変更を認めます。

第3種地区

古墳の周辺で、古墳に関する遺構がないと考えられる地区
→古墳に関する遺構がなく、景観に影響を及ぼさない場合、現状変更を認めます。



追加指定

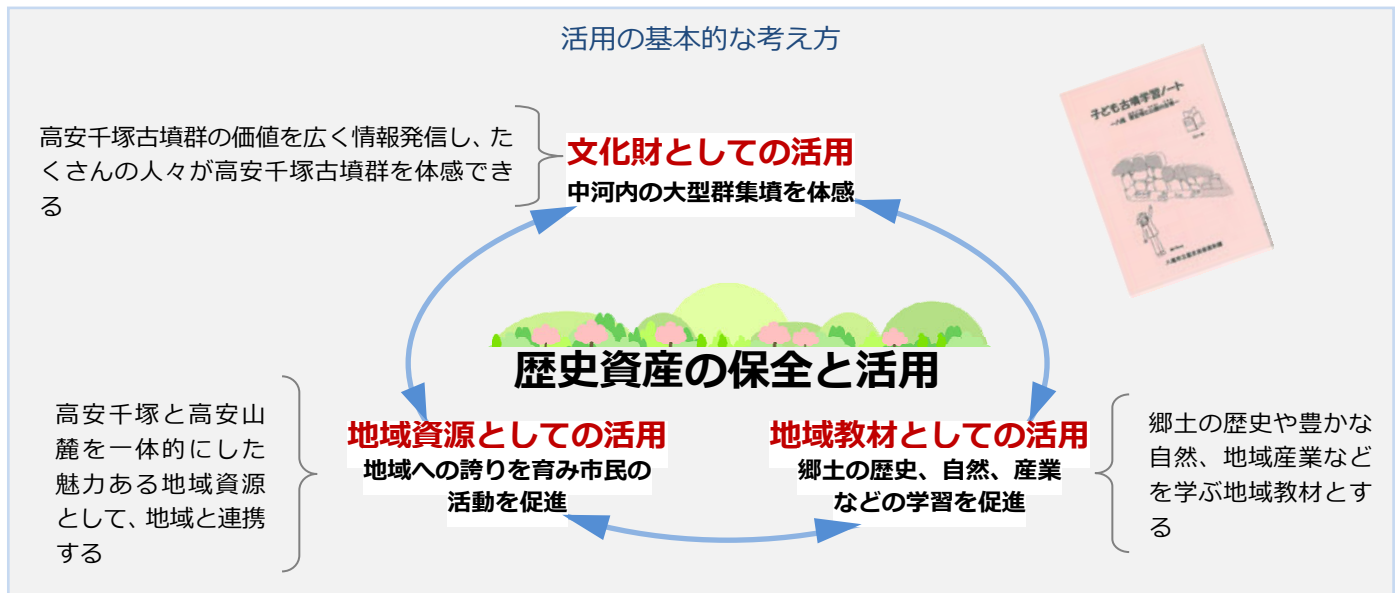
高安千塚古墳群を適切に保存するため、4支群の史跡指定を進めます。
また、高安千塚古墳群の周辺で、高安千塚古墳群と密接な関係をもつ古墳の追加指定を検討します。

公有化

史跡の適切な保存管理と、将来の活用や整備を効果的に進めるため、計画的な公有化を検討します。

活用の考え方

八尾市の総合計画などの上位計画を基本として、高安千塚古墳群の効果的な活用方法を検討します。



活用の方法

高安千塚古墳群を「知る」→「見る」→「調べる」といった古墳への関わりを段階的に高め、「支える」立場へとつなげるための活用方法を検討します。

	知る	見る	調べる	支える
	伝え、継承する			
文化財として	■ 広報媒体等による情報発信 ■ 高安千塚古墳群の説明板等の設置 ■ 高安千塚古墳群に関するイベント等の実施	■ 現地で大型群集墳の景観や墳丘及び石室を体感できる整備	■ 歴史民俗資料館やしおんじやま古墳学習館、インターネット等による情報提供	■ 高安千塚古墳群に関する調査・研究や保全活動等への参画機会の増進
地域教材として	■ 地域学習の教材としての普及啓発 ■ 高安千塚古墳群の紹介ビデオ等の作成 ■ 社会教育を対象とした講演会等の実施	■ 社会教育を対象とした現地見学会等の実施。 ■ 生きた教材として現地を訪ねることができる整備	■ 小・中学校や社会教育、大学等での活用に応じた情報提供	■ 地域の歴史への理解者となるよう、幅広い世代への継続的な学習機会の増進
地域資源として	■ 地域資源としての情報発信（多言語対応の討）	■ 地域資源として高安千塚古墳群を活用できるような整備	■ 地域の歴史としての高安千塚古墳群に関する聞き取り等の調査の実施	■ ボランティア活動への支援 ■ 地域の活性化につながる方策の検討

保存のため整備

古墳の復旧・修理や災害への予防措置は、史跡の管理団体である八尾市及び市教育委員会が、土地所有者及び国、大阪府教育庁と調整し、方法を検討した上で行います。

考え方

古墳や植生の状態を把握し、保存のための適切な方法を検討します。
周辺地域の安全確保を踏まえた古墳の災害対策を検討します。

古墳の保存のための整備

定期的な観察に基づく復旧・修理
史跡の境界杭、古墳名板、案内板の設置

災害の予防措置

地震災害、土砂災害の予防に対応する復旧・修理

活用のため整備

史跡指定地内の植木畑や森林、寺院と共存しつつ、群集墳としての姿や一体性を理解するため、段階的かつ継続的な整備を検討します。

〔整備の考え方〕

文化財としての整備

体感エリアの設定	古墳の状況	群集墳の景観	群集墳の連なりがわかる
		墳丘の規模・形状	墳丘の規模・形状がわかる
		石室の内部	石室内を安全に見学できる
	古墳の立地	古墳群からの眺望	古墳から大阪平野を眺望できる
		見学ルート	見学できる古墳が集中している
		アクセス・安全性	見学者が安全で行きやすい

地域教材としての整備

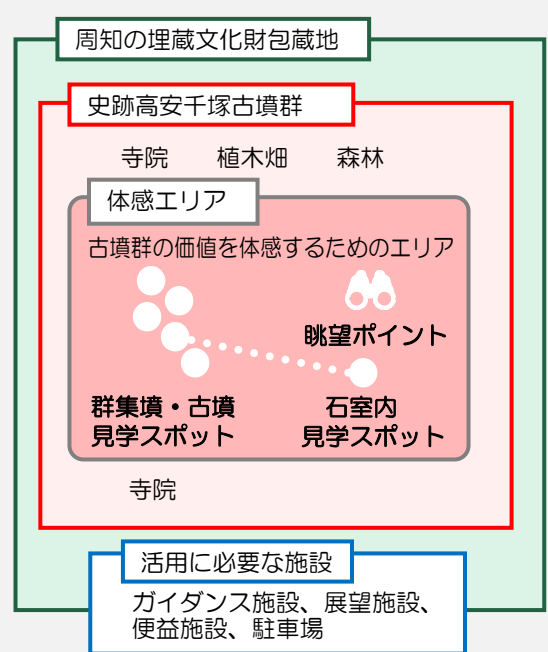
古墳説明板	地域教材として活用できる内容の説明板
広場	団体利用の集会所等になる広場
ガイダンス施設	高安千塚古墳群や地域の歴史を学ぶことができる

地域資源としての整備

展望施設	古墳群や大阪平野を眺望できる場所
便益施設	見学場所に応じたトイレや休憩場所
駐車場	史跡指定地に近い場所での設置
アクセスルート	駅や道路からの安全なルートの設定 統一化した方向サイン、案内板
情報提供の場	高安千塚古墳群や地域資源に関する情報提供の場
ボランティア活動の場	ボランティア活動における地域や市民が交流する場

へ高安千塚古墳群へ

ー整備区域の考え方ー



保存活用の体制

本計画の推進に向けて、八尾市及び八尾市教育委員会が中心となって、土地所有者や地域住民、関係機関、文化財施設等が連携した保存活用の体制を整え、効果的な保存活用を進めます。

経過観察

本計画の進捗や達成状況を把握するため、経過観察（自己点検）を定期的に行います。

「保存管理」の経過観察

文化財保護法に基づき、適正な保存管理が行われているか、「古墳墳管理台帳」をもとに確認します。

「活用」・「整備」の経過観察

各事業の実施状況の把握と評価を行い、事業の効果や内容についての再検討を行います。

計画のスケジュール

保存活用計画で定めた保存管理、活用、整備の方向性に基づき、短期、中期（5年）、長期（10年）の期間で行っていきます。

方向性	実施内容	公有化前	公有化以降	
			中期（5年）	長期（10年）
古墳の保存	追加指定 ・服部川支群 ・大窪山畑、郡川南支群 ・古墳群の周辺の古墳		詳細調査	追加指定
	公有化 ・公有化計画の策定 ・史跡境界明示の測量 ・公有化の実施			
保存のための整備	史跡の周知 ・史跡標柱、境界標の設置 ・古墳名板、説明板の設置	古墳公開	4支群	すべての古墳
	古墳の保存 ・古墳の復旧・修理	応急措置	修理計画	修理実施
活用のための整備	史跡整備 ・史跡整備基本構想、計画等の策定 ・史跡整備に伴う発掘調査 ・史跡整備の実施 古墳の整備 施設等の整備		基本構想 基本計画 実施設計	順次公開

※計画内容の詳細は、計画書本編をご覧ください。八尾市のホームページでも公開しています。

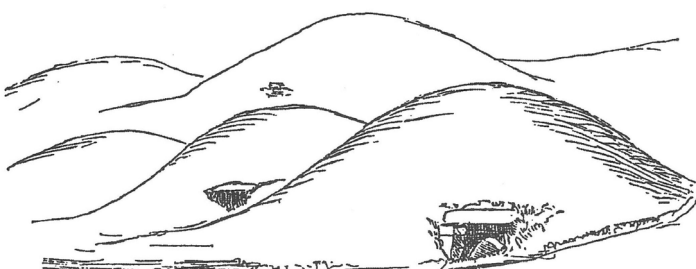


FIG. 1.—GENERAL APPEARANCE OF DOLMENS.

史跡高安千塚古墳群 保存活用計画 概要版

発行日：平成29年7月

編集・発行：八尾市教育委員会文化財課

E-mail：bunkazai@city.yao.osaka.jp